

「久慈川水系河川整備計画（案）」について
関係県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局



(写)

国関整河計第18号

平成30年6月18日

茨城県知事 様

国土交通省
関東地方整備局長



久慈川水系河川整備計画（案）について（照会）

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり久慈川水系河川整備計画（案）を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付の上、意見を求めます。

記

添付書類：久慈川水系河川整備計画（案）



河 第 289 号
平成30年7月10日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事



久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（案）について（回答）

平成30年6月18日付け国関整河計第18号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

久慈川水系河川整備計画【大臣管理区間】（案）について、特に意見はありません。

